

新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱

新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱（令和5年7月12日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 市長は、保育所等におけるICT化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図るため、業務効率化推進事業を行うものに対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（補助金交付対象者）

第2条 この補助金の交付対象者（以下、「補助金対象事業者」という。）は、本市に所在する次に掲げる施設又は事業所を運営する者とする。

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けている保育所及び保育所型認定こども園
- （2）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項による認可を受けている幼保連携型認定こども園
- （3）児童福祉法第34条の15第2項による認可を受けている地域型保育事業の実施施設（居宅訪問型保育事業を除く）
- （4）児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する者は補助対象としない。

- （1）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- （2）申請時点で市税を滞納しているもの
- （3）申請時点で休止又は廃止している保育施設等を運営するもの

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に定める補助金対象事業者の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号に定める補助金対象事業者

保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）（うち、保育施設等における ICT 導入状況等に関する調査研究事業を除く）（令和5年度補正予算分）

実施要綱（令和6年2月1日こども家庭庁成育局長 こ成保第33号以下、「国実施要綱」という。）3（1）②に規定の事業

(2) 前条第1項第4号に定める補助金対象事業者の事業

国実施要綱3（3）②に規定の事業

ただし、国実施要綱3（3）②iiに規定の事業は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付雇児発0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている、又は交付予定の施設が対象

(補助金の額及び算定方法)

第4条 補助金の額は別表1及び別表2に定めるところによる。

2 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 施設ごとに、別表1又は別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(計画書の提出)

第5条 補助金対象事業者は、事業を実施しようとするときは、市長あてに別記様式第1号に定める「事業実施計画書」を提出しなければならない。

(事業実施計画書の承認)

第6条 市長は、事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められたときは、別記様式第2号に定める「補助金承認（不承認）決定通知書」により、申請者に通知するものとする。

(交付申請および実績報告)

第7条 補助金対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号に定める交付申請及び実績報告書を市長あてに提出しなければならない。

(交付決定および額の確定)

第8条 市長は、申請内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、別記様式第4号に定める「補助金交付（不交付）決定及び確定通知書」により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならないこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出については証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 国実施要綱3（1）③、及び3（3）③の事項に留意すること。

（検査）

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所及び保育施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月24日から施行し、改正後の新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第3条、第4条関係：第2条（1）～（3）の施設）

基準額	補助対象経費	補助率
<p>保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入</p> <p>A 保育に係る計画・記録に関する機能</p> <p>B 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>C 保護者との連絡に関する機能</p> <p>D キャッシュレス決済に関する機能</p> <p><端末購入等を行わない場合></p> <p>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 200,000円</p> <p>2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 400,000円</p> <p>3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 600,000円</p> <p>4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 800,000円</p> <p><端末購入等を行う場合></p> <p>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 700,000円</p> <p>2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 900,000円</p> <p>3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,100,000円</p> <p>4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,300,000円</p>	<p>保育所等業務効率化推進事業</p> <p>（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>3／4</p>

別表 2 (第 3 条、第 4 条関係 : 第 2 条 (4) の施設)

基準額	補助対象経費	補助率
認可外保育施設における機器の導入 1 施設当たり 200,000 円	保育所等業務 効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	3 / 4

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者名

代表者 職・氏名

（施設名： ）

新潟市保育所等における業務効率化推進事業（ICT化推進等事業）実施計画書

新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり事業実施計画書を提出します。

①施設名		
②住所	（〒 - ）	電話（ ） -
③補助予定額	円 ※内訳等については別添見積書のとおり	
④事業内容	※該当する機能に☑を入れてください。 1. 導入する機能 <input type="checkbox"/> 保育に係る計画・記録に関する機能 <input type="checkbox"/> 園児の登園及び後園の管理に関する機能 <input type="checkbox"/> 保護者との連絡に関する機能 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済に関する機能 【保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業のみ】 2. 端末の購入 <input type="checkbox"/> 購入する <input type="checkbox"/> 購入しない	
(備考)		

添付資料

- ・ 保育業務支援システムの見積書、内訳明細書
- ・ 保育業務システムの搭載されている機能について、詳細に確認できる資料
- ・ 申請額算定表

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の
令和 年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における業務効率化推進事業（ICT化推進等事業）承認（不承認）通知書

標記事業について、貴施設より提出のあった事業実施計画書を審査した結果、下記のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

記

1 対象事業 ICT化推進事業

2 施設支払予定額

円

3 新潟市補助予定額（不承認の理由）

円

4 備考

- ・本事業の実施に当たっては、新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ・計画に変更があった場合は、新潟市保育所等における業務効率化推進事業実施計画（別記様式第1号）を提出すること。
- ・事業完了後速やかに、新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付申請及び実績報告書（別記様式第3号）を提出すること。

（宛先）新潟市長

申請者 事業者名
代表者 職・氏名
（施設名： ）

新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付申請及び実績報告書

補助金の交付を受けたいので、新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告します。

記

1 申請概要

補助事業の名称	I C T化推進等事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の完了年月日 （支払日又は納品日のい ずれか遅い日）	年 月 日
交付申請額	円
添付書類	
情報の公表の内容、方法 及び時期	

別記様式第4号（第8条関係）

第 号の
令和 年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付（不交付）決定及び確定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付の決定及び額の確定をしたので、新潟市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助事業の名称 ICT化推進等事業
- 2 交付決定額 円
- 3 確定額 円